

りそな企業年金研究所

りそな年金FAX情報



《厚生年金基金・確定給付企業年金関係》

平成23年6月13日

東日本大震災に関連する通知の出状等について (死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

東日本大震災により被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

さて、平成23年6月9日付で厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課より、東日本大震災により被災された方の企業年金おける「死亡に係る給付」の取扱いに関する通知が発出されていますので、その内容についてご案内いたします。

また、これに関連して平成23年6月7日付で法務省より発出された通知についても併せてご案内いたします。

1. 出状された通知の概要

- 平成23年6月9日付で以下の通知が発出されています。
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う企業年金関係の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例について」(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長年企発0609第1号)
- 上記通知は厚生労働省のホームページに全文が掲載されています。
(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
ホーム → 「東北地方太平洋沖地震関連情報 厚生労働省からのお知らせ」 → 「厚生労働省から発出した通知はこちら (計画停電は除く)」 → 「日付別」 → 「6月9日分」)

2. 通知の内容

- 本通知の内容は次のとおりです。

1 対象となる給付の範囲

特例の対象となる企業年金関係の「死亡に係る給付」とは、以下のとおりであること。

- (1) 厚生年金基金関係
 - ① 厚生年金基金が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付
(厚生年金保険法第130条第3項)
 - ② 企業年金連合会が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付
(厚生年金保険法第159条第1項及び第2項)
 - ③ 未支給の給付 (厚生年金保険法第136条、第164条)
- (2) 国民年金基金関係
 - ① 国民年金基金が支給する死亡に関する一時金 (国民年金法第128条第1項)
 - ② 国民年金基金連合会が支給する死亡に関する一時金
(国民年金法第137条の15第1項)
 - ③ 未支給の給付 (国民年金法第133条、第137条の21)
- (3) 確定給付企業年金関係
 - ① 遺族給付金 (確定給付企業年金法第47条)
 - ② 企業年金連合会が支給する遺族給付金
(確定給付企業年金法第91条の2、第91条の3)
- (4) 確定拠出年金関係

① 企業型年金に係る死亡一時金（確定拠出年金法第40条）

② 個人型年金に係る死亡一時金（確定拠出年金法第73条）

2 死亡の推定について

死亡に係る給付の裁定の請求については、それぞれの法令及び規約で定める書類を添付することにより行うこととしているが、東北地方太平洋沖地震（以下「震災」という。）により行方不明となった者の生死が三か月間分からない場合又は死亡が三か月以内に明らかとなり、かつ、死亡の時期が分からない場合については、給付の裁定を行う者は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 震災により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して三か月間分からない場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認のうえ、次の①及び②に掲げる書類により確認すること。

① 震災により行方不明となったことの申立書（次のア～ウの内容を含むもの）

ア 行方不明者の住所、氏名、性別、生年月日

イ 行方不明の経緯（行方不明となった場所、被害状況等）

ウ 申請者の住所、氏名、行方不明者との関係

② 次のアからエのいずれかの書類

ア 法の規定により死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金等）の支給決定通知書

イ 行方不明者であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類

ウ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員等）の証明書

エ その他これらに準じる書類

(2) 震災により行方不明となった者の死亡が震災発生日の翌日から起算して三か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡時期が分からない場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等のほか、2(1)①及び②に掲げる書類により確認すること。

3 死亡推定後に生存が判明した場合の取扱い

死亡推定後に当該行方不明者の生存が判明した場合、既に死亡推定を前提として裁定された給付がある場合には、その返納を求め、また、当該行方不明者の資産及び記録については、死亡推定による裁定前の状態に戻すよう努めること。

3. その他

(1) 本通知にかかる厚生労働省への確認事項

- ・本通知内容について信託協会を經由して次のとおり確認を行い、厚生労働省より回答を受けております。

該当箇所	内容	回答
2	行方不明者であって、平成23年6月11日時点では遺族給付の受給資格を満たすものの、平成23年3月11日時点では遺族給付の受給資格を満たさない場合がある。このような場合でも、平成23年3月11日を死亡日とする取扱いでよいか。	よい
2(1)	2(1)で規定されている書類は、遺族給付金の裁定請求書に添付する「その他当該事実を証する書類」と理解し、厚生年金基金および確定給付企業年金において、規約変更は不要という理解でよいか。	よい
2(1)①	「震災により行方不明となったことの申立書」の様式を示していただきたい。	迅速な適用を進める必要があるため、様式は問わないこととしたい。

(2) 法務省通知「東日本大震災により死亡した死体未発見者にかかる死亡届の取扱いについて」

- ・今回の厚生労働省通知とは別に、平成 23 年 6 月 7 日付で法務省から通知「東日本大震災により死亡した死体未発見者に係る死亡届の取扱いについて」(法務省民事局民事第一課長 法務省民一第 1364 号)が発出されています。
- ・当該通知によれば、東日本大震災で被災された方で、ご遺体が発見されていないものの、被災の状況から死亡したと認められる方について、死亡届を市区町村に提出できるとされています。
- ・当該通知にかかる取扱いは法務省のホームページに次のとおり掲載されています。

東日本大震災で被災された方で、ご遺体が発見されていない方についても、死亡届を市区町村に提出できます。

この場合には、次の書類をご用意ください。

- (1) 届出人の申述書
- (2) 死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者等の申述書
- (3) 死亡したと考えられる方が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料(在勤証明書又は在学証明書等)
- (4) 死亡したと考えられる方の行方が判明していない旨の公的機関からの証明書等
- (5) その他参考となる書面(報道資料又は僧侶等の葬儀執行証明書等)

市区町村の戸籍窓口で死亡届を受け付けてもらうためには、少なくとも(1)の書類をご用意いただく必要がありますが、(2)から(5)までの書面についても、可能な限り、ご用意いただくようお願いいたします。

なお、死亡届が受理(戸籍に記載される)されると、相続が発生し、あらゆる法律関係を整理・清算する必要が生じますので、死亡届を提出するに当たりましては、親族等関係者と十分にご相談ください。

また、市区町村の戸籍窓口で死亡届を提出した場合でも、必ず受理されるとは限らず、死亡の事実を認定できないと判断したときには、不受理(戸籍に記載されない)となる場合もあります。

死亡届が不受理となった場合などご不明な点があるときは、各市区町村を管轄する法務局の戸籍課へお問い合わせください。

(法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>)

ホーム → 「東日本大震災への対応について」 → 「ご遺体が発見されていない場合でも死亡届を提出できます」)

以上